

2023年8月29日

関係者各位

日本化粧品工業会

化粧品成分表示名称作成申込みの取扱いの見直しについて

化粧品の全成分表示のための名称作成申込書(以下「申込書」という。)については、これまで申込者の要件を明確には定めていませんでしたが、2023年10月1日以降は、申込みに係る成分に関する情報を有し、その表示に責任を負うべき化粧品等の製造販売業者、製造業者及び原料製造・輸入者に申込者を限定することとしました。これにより、同日以降は、上記三者のいずれかから申込書を提出していただく必要がありますのでご承知おきください。

なお、今回の見直しによって、申込者の要件を満たさない者は名称作成の申込みを行うことはできなくなりますが、申込者が申込書提出に係る手続きを、賛助会員を含め外部に委託・代行させることは従来どおり可能ですので念のため申し添えます。(賛助会員が委託・代行する場合であっても、申込者が非会員の場合には非会員の手数料がかかります。)

(参考)

日本化粧品工業会規約

第5条 本会の会員は、正会員、原料部会員及び賛助会員をもって構成する。

2 正会員は、化粧品等の製造販売業者、製造業者及びこれに準ずる会社であって、本会の事業に賛同する者とする。

3 原料部会員は、化粧品等の原料を製造又は輸入する者であって、化粧品等の製造販売業者又は製造業者と同等の行動(化粧品等の原料規格整備、成分名称作成、安全性評価等の共同作業等)をできる者(以下、原料製造業者という)とする。

4 賛助会員は、化粧品等の製造販売業者、製造業者及びこれに準ずる会社、又は原料製造業者以外の者で、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者とする。